

個人情報のお取扱いについて（ご契約者様へ）

このお知らせは、ジブラルタ生命の生命保険契約の契約者となられる皆様の個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

本申込みにおいて取得する個人情報について、サービスのご提供等のために利用します

明示事項

ジブラルタ生命は、本申込みにおいて取得する個人情報について次の目的のために利用します。本申込みにおいて取得する個人情報は申込書、告知書等診査関係書類、口座振替依頼書、その他の付属書類を含み各種保険契約のお申込時の全ての書類、口頭等により取得する個人情報および既に取得している個人情報を指します。

なお、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ジブラルタ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供をします

同意事項

ジブラルタ生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。取得した機微（センシティブ）情報等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微（センシティブ）情報等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者の機微（センシティブ）情報等の個人情報についてご契約者等より取得する場合があります。

保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

ジブラルタ生命は、機微（センシティブ）情報を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持いたします。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

個人情報を再保険会社に提供することがあります

同意事項

ジブラルタ生命は、各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を行うことがあります。この場合、ジブラルタ生命は再保険会社が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者よりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願いいたします。

個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

ジブラルタ生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

ジブラルタ生命は、(社)生命保険協会（「協会」）、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（総称して「各生命保険会社等」）とともに、保険契約もしくは共済契約等（「保険契約等」）のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等（「保険金等」）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等）を協会に登録しております。協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては（社）生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）をご覧ください。

お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

ジブラルタ生命は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、ジブラルタ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（照会を受けた日から5年以内）(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては詳しくは(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

募集代理店	引受保険会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
	ジブラルタ生命コールセンター
	 0120-59-2269
	受付時間／平日 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00（日曜・祝日を除く）
	ジブラルタ生命のホームページ http://www.gib-life.co.jp

BK-LLS24-01 Gi-A-2009-143 (2010.3.9)

契約締結前交付書面 （契約概要／注意喚起情報）



ご契約前に必ずお読みください

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。**

募集代理店

引受保険会社



契約概要

・この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

・「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限をご確認ください。

約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

事項等についての詳細ならびに主な生命保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので

1 本商品の引受保険会社について

[引受保険会社] ジブラルタ生命保険株式会社

[お問い合わせ先] ジブラルタ生命コールセンター

受付時間/平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)

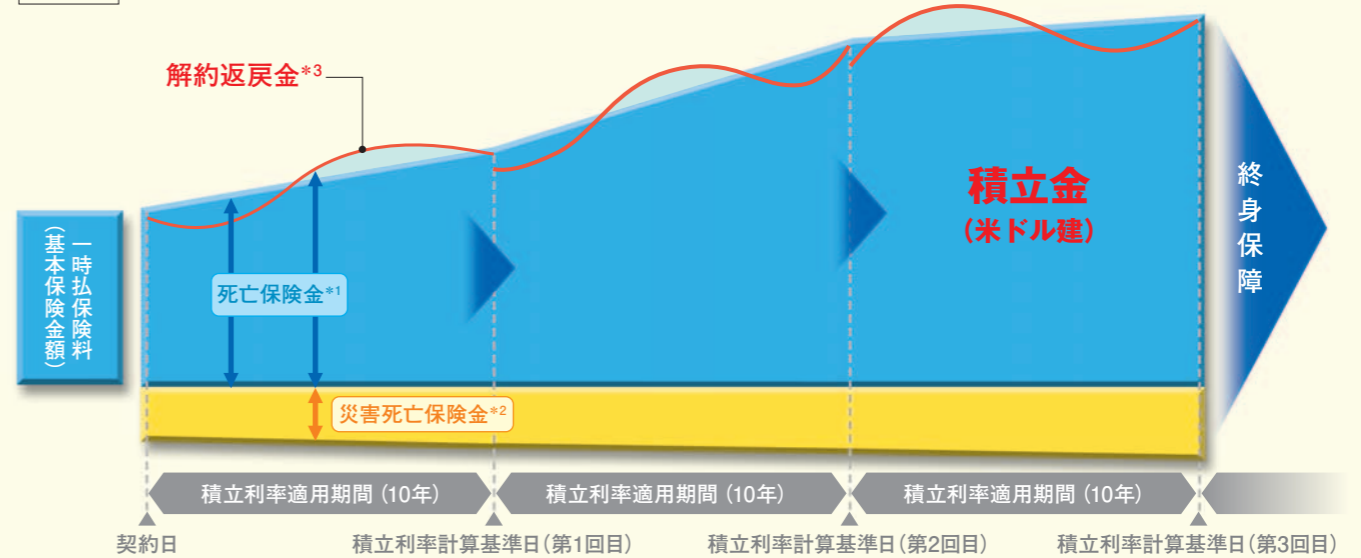
TEL 0120-59-2269 ホームページ <http://www.gib-life.co.jp>

2 「ライフロング・セレクト」(積立利率更改型一時払終身保険)の仕組みと特徴

- この保険は、ご契約時に保険料を一時払で払い込み、生涯にわたる死亡保障がある商品です。一時払保険料や死亡保険金額等、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨* (米ドル、ユーロ、豪ドル、円)で行います。
*当契約概要では、各通貨建(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)契約における通貨を運用通貨といたします。
- この保険は運用通貨が外貨の場合に、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定されます。
- 積立利率は契約日の利率が直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます。
- 被保険者が死亡した場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のうちいずれか大きい金額をお支払いします。また、「遺族年金特約」を付加することで、一時金にかえて年金によりお受取りいただけます。
- 外貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)のご契約について保険料を円で払い込む場合や保険金額、年金額等を円で受け取る場合は為替手数料をご負担いただきます。また、外貨でのお受取りの際に諸手数料をご負担いただく場合があります。
- 積立金定期引出特約を付加する場合、ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお受取りいただけます。
- ご提案の一時払保険料等引受条件の具体的な数値については申込書にてご確認ください。

仕組図(基本タイプ:積立金定期引出特約が付加されていないタイプ)(米ドル建の場合)

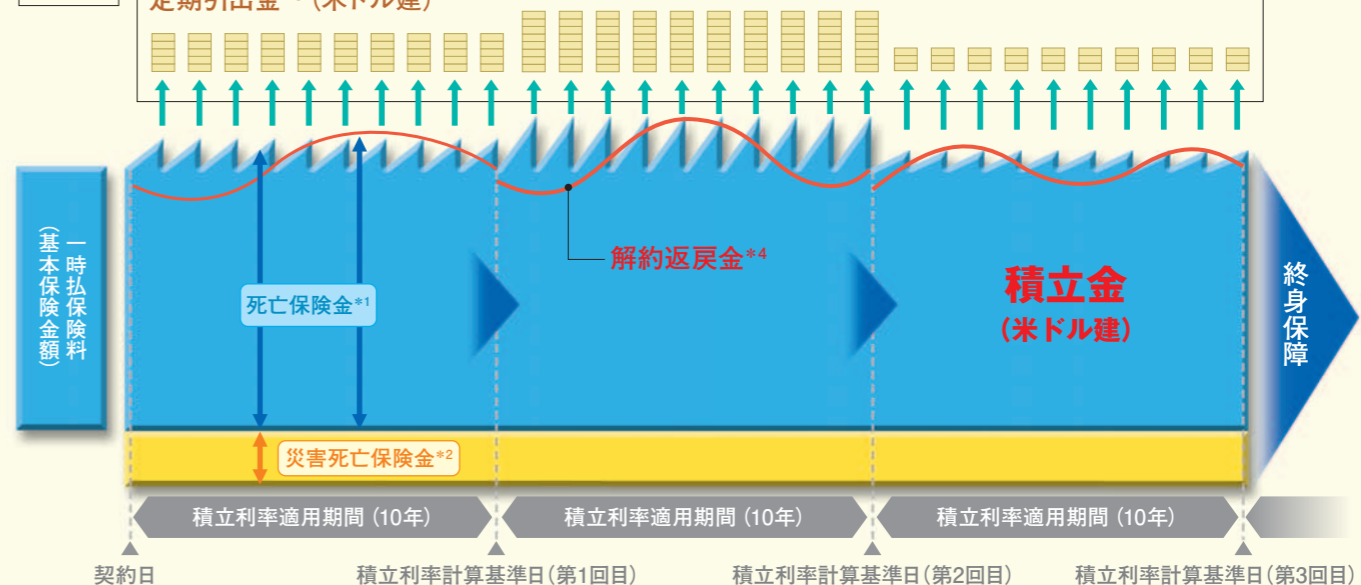
イメージ



*1 死亡保険金は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
*2 災害死亡保険金は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
*3 解約返戻金は、市場金利に連動した市場価格調整を行うため増減します。また、ご契約後当初10年間は解約控除がかかります。
※この図はイメージであり将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額等を保証するものではありません。

仕組図(積立金定期引出タイプ:積立金定期引出特約が付加されているタイプ)(米ドル建の場合)

イメージ



*1 死亡保険金は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
*2 災害死亡保険金は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
*3 定期引出金は「基本保険金額×積立利率」によって計算される金額となります。
*4 解約返戻金は、市場金利に連動した市場価格調整を行うため増減します。また、ご契約後当初10年間は解約控除がかかります。
※この図はイメージであり将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額、定期引出額等を保証するものではありません。なお、災害死亡保険金額について、積立金の20%相当額を反映していません。

契約概要

3 保障内容について

死亡保険金	被保険者の死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故等により死亡されたとき、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払いします。

ご契約の責任開始期に属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したときや、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等は死亡保険金をお支払いできません。

4 付加できる特約とその内容について

保険料円入金特約	ジブラルタ生命所定の為替レート（保険料円入金特約用の為替レート）を用いて外貨建の保険料を円によりお払込みいただけます。
円支払特約	外貨建の保険金・解約返戻金等をジブラルタ生命所定の為替レート（円支払特約用の為替レート）で円に換算しお受け取りいただけます。
積立金定期引出特約	ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお受け取りいただけます。定期引出金は、「定期引出金を円により支払う場合の特約」を適用し円でお受け取りいただけます。
年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）	ご契約日から5年経過以後、将来の死亡保障にかえて主契約の全部または一部を年金*1で受け取ることができます。年金の種類は確定年金、保証期間付終身年金、保証金額付終身年金のいずれかとなり、複数の年金種類を選択することも可能です。
遺族年金特約	死亡保険金および災害死亡保険金を一時金にかえて年金*2によりお受け取りいただけます。年金の種類は確定年金のみとなります。

*1 年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額（米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円（将来変更される可能性があります））に満たない場合、この特約を付加することができません。

*2 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率等）に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額（米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円（将来変更される可能性があります））に満たない場合、お取扱いできません。

5 ご加入条件について

- 保険期間 終身
- ご契約日の被保険者の年齢範囲（満年齢） 15歳～87歳
- 取扱保険料額

		米ドル	ユーロ	豪ドル	円
基本タイプ （積立金定期引出特約を付加しない場合）	最低	2万米ドル （取扱単位：100米ドル）	2万ユーロ （取扱単位：100ユーロ）	3万豪ドル （取扱単位：100豪ドル）	200万円 （取扱単位：1万円）
	最高	5億円*1			
積立金定期引出タイプ （積立金定期引出特約を付加した場合）	最低	5万米ドル （取扱単位：100米ドル）	5万ユーロ （取扱単位：100ユーロ）	5万豪ドル （取扱単位：100豪ドル）	—
	最高	5億円*1			

*1 各契約の契約日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円換算されます。なお、同一被保険者ですにご契約いただいている積立利率更改型一時払終身保険と通算されます。また、保険料円入金特約を付加して外貨を円でお払込みいただく場合は、同一契約者で30日以内にお申込みをした積立利率更改型一時払終身保険（保険料円入金特約付）と通算して、1億円を超えるお取扱いはできません。

- 払込方法 一時払のみ
- 告知 職業告知のみ
- 死亡保険金受取人*2 被保険者の2親等以内の親族

*2 契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。

6 配当金について

この保険には配当金はありません。

7 解約（減額＝一部解約）について

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します（解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金額は減少することがあります）。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 解約（減額）時には以下の式により解約返戻金額が算出されます。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約日（減額日）の積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率})$$

- 解約日（減額日）が各積立利率計算基準日となる場合、市場価格調整・解約控除はともに行われなため解約返戻金額は積立金額と同額になります。

①市場価格調整率

- 運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金額に反映させるもので、経過年数や金利により変動します。「適用されている積立利率」が「解約日（減額日）に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\%)^{*1}}{1 + \text{解約日（減額日）に計算される積立利率}(\%)^{*2} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*3}}{12}}$$

*1 適用されている積立利率…解約日（減額日）の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率

*2 解約日（減額日）に計算される積立利率…解約日（減額日）を契約日として新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率

*3 残存月数…解約日（減額日）からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切り上げ）

②解約控除率

	契約日からの経過年数*										
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨建	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	—
円建	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—

*経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの年数をいいます。

8 為替リスクについて

この保険は運用通貨が外貨の場合に、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人に帰属します。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

9 諸費用について

- 諸費用について、くわしくは5～6ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

- ・この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約
- ・この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますの

前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご確認ください。

必ずご確認ください事項

■ご契約にかかる費用について

●積立利率について

お申込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、契約日および各積立利率計算基準日に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、積立金定期引出特約を付加した場合には、定期引出に要する率*を加えたものをいいます。

*定期引出に要する率は毎年の定期引出額をお支払いする為に要する率から算出しています。定期引出に要する率は積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

●外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

【保険料を円で払い込む場合、保険金額・定期引出額等を円で受け取る場合の費用】

- ・「保険料円入金特約」を付加して保険料を円で払い込む場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額、および「円支払特約」を付加、または「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用して保険金額・定期引出額等を円でお受取りいただく場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

通貨	保険料円入金特約用の為替レート (ジブラルタ生命所定の為替レート)	円支払特約用・積立金定期引出特約 (定期引出金を円により支払う場合の特則) 用の為替レート (ジブラルタ生命所定の為替レート)
米ドル	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM +50銭	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -1銭
ユーロ	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM +80銭	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -2銭
豪ドル	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM +1円10銭	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -3銭

※当該費用は将来変更される可能性があります。(2010年4月現在)

【保険金額等を外貨でお受取りいただく場合の費用】

- ・取扱金融機関により諸手数料 (リフティングチャージ等) が必要な場合があります (金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ・外貨でのお受取りにかかる手数料 (ジブラルタ生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料) をお受取額より差し引くことがあります (送金先金融機関により手数料は異なるため一律に記載することができません。お受取時にジブラルタ生命にご確認ください)。

●年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0% (2010年4月現在) を年金支払日に積立金額より控除します。

※当該費用は将来変更される可能性があります。

※年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払終身保険用) および遺族年金特約によるお取扱いです。

●解約 (減額) の際にご負担いただく費用

契約日から10年以内に解約 (減額) する場合、解約 (減額) する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます (所定の解約控除率については4ページの「解約 (減額=一部解約) について」をご覧ください)。

■為替リスクについて

この保険は運用通貨*が外貨の場合に、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお申込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお申込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*当注意喚起情報では、各通貨建 (米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建) 契約における通貨を運用通貨といえます。

- ・この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人に帰属します。
- ・為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等をお申込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお申込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■市場金利に応じて解約返戻金額が増減することについて

この保険は運用資産 (債券等) の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します (解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 クーリング・オフについて

- ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。
 - ・お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます)は申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば書面により運用通貨ごとにお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。
 - ・お申込みの撤回等をした場合、一時払保険料を外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)でお払込みの場合は外貨で、保険料円入金特約を付加して円でお払込みの場合または運用通貨が円の場合は円で、いただいた一時払保険料と同額を返金します。なお、返金した外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。
 - ・お申込みの撤回等の方法としては、お申込みの撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命本社宛に発信もしくは直接提出していただく方法(*)があります。この場合、書面にはお申込者等の住所、氏名(自署)、押印(申込書兼告知書と同一印)、申込書番号(申込書控に印字)および運用通貨を記入し、お申込みの撤回等をする旨を明記してください。
 - *お申込みの撤回等の意思を記載した書面を郵便等で送付された場合は、申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の消印まで有効とします。お申込みの撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命の本社窓口等に直接提出された場合は、その書面が本社窓口等で受理された日が、申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の場合まで有効とします。
- 複数の運用通貨をお申込みいただいたご契約は、運用通貨ごとに独立した契約となります。したがって、クーリング・オフのお申出をしていただく際は、運用通貨ごとのお申出が必要となります。
- 以下の場合には、クーリング・オフのお取扱いをいたしません。
 - ・債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ・既契約の内容変更である場合

2 職業等の告知義務について

- 職業等をありのままに告知してください。
 - ・ご契約者や被保険者にはご職業等重要な事柄についてありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、ご職業等について「申込書兼告知書の告知欄」にて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。重要な事柄について故意または重大な過失によって、告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反となりご契約が解除され保険金等をお支払いできないことがあります。
- 申込書兼告知書の告知欄にて告知してください。
 - ・告知受領権は生命保険会社であるジブラルタ生命が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず申込書兼告知書の告知欄にて告知してください。
- 告知内容等の確認をさせていただくことがあります。
 - ・生命保険制度の健全な運営を目的として、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際に、お申込内容や保険金等のご請求内容、告知内容等について、ジブラルタ生命社員またはジブラルタ生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。
- 正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。
 - ◆告知いただく事柄は、申込書兼告知書の告知欄に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。

告知にあたり、販売の担当者(生命保険募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、ジブラルタ生命はご契約または特約を解除することはできません(万一このような行為があった場合は、すみやかにジブラルタ生命コールセンターへご連絡ください)。ただし、販売の担当者(生命保険募集人)のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、ジブラルタ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、ジブラルタ生命はご契約または特約を解除することができます。
 - ◆責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年以内に発生していた場合にはご契約を解除することができます。

- ◆ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります)。この場合には、すでにお払込みいただきました保険料はお返しいたしません。解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆上記以外にも、ご契約の締結状況により保険金等をお支払いできないことがあります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります)。また、すでにお払込みいただきました保険料はお返しいたしません。

3 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合、不利益となる場合があります。
 - ◆多くの場合解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、ごくわずかとなる場合があります。
 - ◆ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する契約者配当を受け取る権利を失うことがあります。
 - ◆一般のご契約と同様に告知の義務があり、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除を行うことがあります。
 - ◆詐欺によるご契約の取消しについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺行為がその対象になります。
 - ◆告知が必要な重要な事柄がある場合は、その告知内容によっては新たなご契約のお引受けをお断りしたり、また、その告知をされなかったためにご契約または特約が解除または取消しとなることもあります。
 - ◆すでにご加入いただいているご契約を解約することを前提として新たなご契約のお申込みをされる場合でも、解約はご契約者の権利ですので、ご契約者の意思により、いつでも、将来に向かって、ご契約を解約することができます。

4 責任開始期について

- 一時払保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
 - ・ジブラルタ生命がご契約のお引受けを決定した場合には、告知ならびに一時払保険料相当額をジブラルタ生命が受け取った時から、ご契約の保障が開始されます。
- お客様のお申込みに対してジブラルタ生命が承諾したときに、ご契約は成立します。
 - ・販売の担当者(生命保険募集人)は、お客様とジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対してジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。
 - ・ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するジブラルタ生命の承諾が必要になります。

5 保険金等をお支払いできない場合について(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

- 代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。
 - ◆責任開始期前の不慮の事故等を原因とする場合。
 - ◆告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除になった場合。
 - ◆保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき等重大事由によりご契約が解除された場合。
 - ◆保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
 - ◆保険金等の免責事由に該当した場合(例:責任開始日から2年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当等)。

6 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
 - ・お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約から短期間で解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - ・契約日から10年以内に解約（減額）された場合、解約日（減額日）の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除）を控除した金額が解約返戻金額となります。
 - ・外貨建（米ドル建・ユーロ建・豪ドル建）契約については、解約返戻金を円または払込時の通貨と異なる通貨でお受取りいただく場合には、お受取時における為替相場の変動による影響を受けます。
 - ご解約（減額）の場合、解約控除のほかに、市場価格調整により、解約返戻金が増減します。
 - この保険を解約または減額する場合、解約控除の他に、運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金が増減します。
 - 被保険者はご契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
 - ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
- ※被保険者からご契約の解約を請求できる場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
※ご契約者からの解約はいつでも将来に向かってジブラルタ生命に対して行うことができます。

7 預貯金等との違いについて

- この終身保険はジブラルタ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。

8 生命保険契約者保護機構について

- ジブラルタ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
 - ・ジブラルタ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

9 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について


- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

10 その他ご注意が必要な事項について

- 申込書兼告知書は、内容をお確かめのうえ、ご契約者および被保険者ご自身で署名・捺印（捺印が必要な場合）ください。
- ご請求の権利は時効により消滅します。
 - ・保険金等のお支払いのご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 保険金の不法取得目的による保険契約は無効とします。
 - ・契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しいたしません。
- 保険料を借入金で調達してお申し込みおよび借入を前提としたお申込みはできません。
 - 保険料を借入金で調達した場合は、運用実績や為替相場の変動によっては解約返戻金額等が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提としたお申込みはできません。
- 運用通貨が外貨の場合、保険金、解約返戻金は、運用通貨でのお受取りとなり、この場合、運用通貨で受領できる口座が必要となります。
- 1枚の申込書で複数の運用通貨をお申込みいただいたご契約は、通貨ごとに独立したご契約となります。この場合、ご契約の証券番号は運用通貨ごとに割り当てられますので、保険証券も運用通貨ごとに発行されます。したがって、同時にお申込みいただいたご契約であっても、各ご契約の間で通貨を移転したり、一方の通貨に集約したりすることはできません。また、クーリング・オフや解約・減額等につきましても、それぞれのご契約ごとにお申出をいただく必要があります。

11 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】 ジブラルタ生命保険株式会社 コールセンター
(受付時間/平日 8:30~20:00、土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く))  **0120-59-2269**

- (社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会（あっせん委員）を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ジブラルタ生命の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）、ジブラルタ生命の提携団体、提携会社等についてはジブラルタ生命ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。
ジブラルタ生命ホームページ <http://www.gib-life.co.jp/>

この商品に係る認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。

※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

12 保険金等のご請求について

- 保険金等のお支払いに関する手続き等についてご確認ください。
 - ・ 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「ホームページ」、「保険金・給付金のご請求等のご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにご連絡ください。
 - ・ お客様からのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合、すみやかにジブラルタ生命のコールセンターにご連絡ください。
 - ・ ジブラルタ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 複数の保険金等の支払事由に該当することがあります。
 - ・ 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

13 税務のお取扱いについて（詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。）

外貨建の税務上の換算レートについて

この保険の税務上のお取扱いについては、外貨（米ドル・ユーロ・豪ドル）を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。一般的につきの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金*3 災害死亡保険金*3	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉TTB（対顧客電信買相場） 〈所得税の対象となる場合〉TTM（対顧客電信仲値）
解約返戻金*3	解約日（減額日）	TTM（対顧客電信仲値）

*1 ジブラルタ生命の行う税務計算上はジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）およびジブラルタ生命所定のTTB（対顧客電信買相場）に準じる為替レートを用います。

*2 保険料円入金特約により円で保険料をお払込みになっている場合は、円で払い込んだ金額となります。

*3 円支払特約により円でお受取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。

お払込みいただく保険料について

お払込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

解約返戻金について

解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等*の差額が所得税（一時所得）の対象となります。

*減額した場合は減額部分の解約返戻金額が、また、積立金定期引出特約が付加されたご契約で定期引出額を受け取った場合は、それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額が差し引かれます。

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）を付加して年金としてお受取りになる場合について

この特約を付加して年金として受け取る場合、毎年お受取りになる年金は、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）の対象となります。

（災害）死亡保険金について

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税*
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

遺族年金特約を付加して（災害）死亡保険金を年金としてお受取りになる場合について

被保険者の死亡時に、相続税または贈与税の課税対象が年金受給権の評価額となるのは、遺族年金特約の年金受取人が契約者以外であり、かつ、被保険者生存中にご契約者が年金受取のお申出をされている場合（遺族年金特約付加のお申出をされている場合）となります。

遺族年金特約の年金受取人	年金受取の申出時期	被保険者死亡時の課税	年金受取時の課税
契約者以外	生存中に契約者よりお申出	年金受給権の評価額に対して相続税*または贈与税	所得税（雑所得）+住民税
	死亡日以後にお申出	（災害）死亡保険金に対して相続税*または贈与税	
契約者	生存中に契約者よりお申出	—	所得税（一時所得）+住民税
	死亡日以後にお申出	所得税（一時所得）+住民税	

*相続税の課税対象となる場合、他の生命保険金等と合算して生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人の数）の対象となります。くわしくは下記「生命保険金の非課税金額について〈相続税法第12条〉」をご参照ください。

定期引出金について

定期引出金の額（定期引出額）は一部解約ではなく保険契約に基づく給付であるため、年金（終身年金）として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年受け取る定期引出額から必要経費*1を差し引いた金額が所得税（雑所得）の対象となります。

$$*1 \text{ 必要経費} = \text{定期引出額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}^{*2}}{\text{定期引出金受取予定総額}^{*3} + \text{死亡保険金額}^{*4}}$$

*2 保険料受領日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円換算した金額となります。

*3 初回の定期引出額×第1回の定期引出日における被保険者の余命年数となります。

*4 第1回の定期引出日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円換算した金額となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費} (\text{払込保険料等}) \} - \text{特別控除} (50\text{万円}) \} \times 1/2$$

【生命保険金の非課税金額について〈相続税法第12条〉】

契約者（保険料負担者）と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人のときは、他の生命保険金等と合算して次の控除が適用されます。

$$\text{生命保険金の非課税金額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

上記内容は平成22年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

商品の内容のうち、特にご確認いただきたい事項

1 金銭の授受について

- 保険金等のお受取りの際には、各外貨（米ドル・ユーロ・豪ドル）で受領できる口座が必要です（運用通貨が円、または円支払特約付加時を除きます）。
 - ・積立利率更改型一時払終身保険にかかる金銭の授受は、保険契約締結の際、契約者がお申込みいただいた運用通貨（米ドル・ユーロ・豪ドル・円）で行います。したがって、運用通貨が外貨の場合、同金銭のお受取りには外貨で受領できる口座が必要となります（円支払特約により、円で保険金・解約返戻金を受け取る場合を除きます）。
- 円支払特約により、外貨（米ドル・ユーロ・豪ドル）をジブラルタ生命所定の為替レートで円に換算した金額のお受取りができます。
 - ・円支払特約により保険金・解約返戻金を円に換算する場合は、ジブラルタ生命所定の為替レートを用いるものとし、その円換算額は営業日毎に変動します。

2 為替リスクについて

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
 - 積立利率更改型一時払終身保険にかかる為替リスクは、ジブラルタ生命が負うものではなく、契約者および受取人に帰属します。
- 円または各外貨に換算した保険金額等が、お申込みいただいた同通貨による一時払保険料の額を下回ることがあります。
 - 積立利率更改型一時払終身保険は、運用通貨が外貨の場合に、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお申込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお申込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替レートは日々変動します。一時払保険料を円で払い込む場合、為替レートを十分ご確認ください。
 - 一時払保険料は運用通貨（米ドル・ユーロ・豪ドル・円）で払い込むものとします。ただし外貨建のご契約で、保険料円入金特約を付加して一時払保険料を円で払い込む場合、一時払保険料の各通貨への換算には、一時払保険料がジブラルタ生命の指定する口座に着金した日のジブラルタ生命所定の為替レートを用い、その各通貨の換算額は営業日毎に変動します。円による振込額をジブラルタ生命所定の為替レートで各通貨へ換算した結果、申込書兼告知書記載の各通貨表記の一時払保険料と相違した場合、契約者の了解を得たうえで、振込額をジブラルタ生命所定の為替レートで各通貨へ換算した金額が一時払保険料として申し込まれたものとする場合があります。

3 外貨でご契約を締結することにより生じる費用等について

- 為替交換手数料はお客様にご負担いただきます。
 - 円を外貨に交換する場合や外貨を円に交換する場合に必要な為替交換手数料はお客様にご負担いただきます。円にて一時払保険料をお払込みになる場合に使用するジブラルタ生命所定の為替レートと保険金等を円でお受取りになる場合に使用するジブラルタ生命所定の為替レートには、それぞれ為替交換手数料が含まれております。したがって、為替の変動がない場合でも、お受取りになる円の金額がお払込みになった円の金額を下回ることがあります。

4 積立利率について

- 積立利率は契約日および各積立利率計算基準日の利率を直後に到来する各積立利率計算基準日の前日まで適用します。
 - 積立利率は契約日および各積立利率計算基準日の利率を直後に到来する各積立利率計算基準日の前日まで適用します。契約日は、一時払保険料がジブラルタ生命に着金した日と告知日のいずれか遅い日になります。
 - 積立利率適用期間は10年間とし、積立利率は10年ごとの契約日の年単位の応当日である各積立利率計算基準日に更改します。

Memo